

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

平成27年3月27日

## 制度の内容・運営について①

### <現状>

- 障害者の意思疎通支援事業については、従来から自治体に対する補助事業である「地域生活支援事業」により実施してきたところである。
- 実施事業については市町村事業として①手話通訳者及び要約筆記者派遣、②手話通訳者設置、③手話奉仕員養成、④点訳、代筆、代読及び音声訳による支援、都道府県事業として⑤手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員養成、⑥市町村域を越える広域的な派遣等、⑦盲ろう者向け通訳・介助員派遣、⑧派遣に係る市町村相互間の連絡調整となっている。
- なお、平成25年4月の「障害者総合支援法」の施行に伴い、これら意思疎通支援事業は地域生活支援事業の必須事業として位置づけられたところである。
- 平成27年度予算案において、手話通訳者等を派遣する事業を実施するにあたって小規模市町村等が単独で行うにはニーズが少ないなどの問題や将来的な人口減による市町村機能の弱体化への対応として、複数市町村の共同実施に向けた検討を支援することとした。

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 手話通訳利用は国民の権利として保障されるべきであり、実施体制の整備を国・地方自治体に義務付けることが必要。(全日本ろうあ連盟)

## 制度の内容・運営について②

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 意思疎通支援のようにすべての障害者に共通に提供されるべきサービスは、地域の実情に左右される要素は少なく、逆に地域の実情(特に財政事情)に合わせることは地域格差を拡大させることから、現行の地域生活支援事業を見直し、意思疎通支援事業などは全国共通の仕組みとして欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 手話通訳者設置事業の実施率が30%と低い水準にあることから、手話通訳設置事業の在り方について取り上げるべき。(全日本ろうあ連盟)
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は個別性の強い人的支援として本来的には個別給付になじむサービスであるが、盲ろう者が非常に少ない地域や軽度の盲ろう者は地域生活支援事業のほうがなじむと考えられ、個別給付に移行した場合でも現行制度は存置する必要がある。(全国盲ろう者協会)
- 自治体レベルで行われている要約筆記は聴覚障害者のみを対象とするという制限を外すべく、国から自治体に指示して欲しい。(日本失語症協議会)
- 障害が軽度のうちから支援できるようにするため、ALS患者などにもコミュニケーション支援が受けられるようにし、必要な介助員の養成のための講習や機器の整備などを対象として欲しい。(日本難病・疾病団体協議会)

## 制度の内容・運営について③

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 意思疎通支援事業の利用者の範囲を障害者手帳を持っていない聴覚障害者に広げると同時に、障害者団体にもサービス利用を認めて欲しい。また意思疎通支援の利用目的に対する制限は原則的に設けるべきではない。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 法第78条第1項の「専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業」の規定は「都道府県内の複数市町村の居住者が参加する、又は都道府県単位の活動をする障害者団体の行事、会議等へ意思疎通を支援する者を派遣する事業」として欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 自閉症、発達障害者の意思疎通支援について、社会参加場面や司法の場面において検討することが必要。(日本自閉症協会)
- 在宅訪問による意思伝達装置のスイッチ等の作成・調整を評価し、補装具等とは別の地域生活支援事業の必須事業として欲しい。(日本ALS協会)
- 全国的な行事・集まりへの意思疎通支援者の派遣は国事業として、実行を都道府県や市町村に委託する仕組みを検討して欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 利用者がサービスを円滑に受けられるよう地域生活支援事業を含む各種事業の併給関係について検討する必要がある。また盲ろうの利用者自身の各種スキル(コミュニケーション技能など)の獲得や向上が必須であるため、そのための所要の取組についても検討する必要がある。(全国盲ろう者協会)

## 制度の内容・運営について④

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 意思疎通支援事業の利用者負担を求めないことを法制度で明記する必要がある。(全日本ろうあ連盟)
- コミュニケーション支援及び通訳・介助支援について原則無料とすべき。(日本身体障害者団体連合会)
- 地域生活支援事業は必要な予算が確保されず地域格差が大きく生じており、事業実施に必要な予算確保の法的根拠を確立することが必要。(全日本ろうあ連盟)
- 合理的配慮の提供の推進と手話通訳事業の役割分担について検討が必要。(全日本ろうあ連盟)
- 手話通訳者個人が聴覚障害者のエンパワーメント、情報アクセシビリティの環境整備、ネットワークづくりと意思疎通の環境整備等を担うのではなく、聴覚障害者情報提供施設や手話通訳派遣事業所等が担える制度に整備する必要がある。(全日本ろうあ連盟)

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 代筆代読のための訪問サービスを同行援護事業もしくは自立支援給付としての意思疎通支援事業に組み入れてほしい。(日本盲人会連合)

## 制度の内容・運営について⑤

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 意思決定は失語症者本人で可能な場合が多い。また、失語症者には人間として当たり前の生活を送るために意思疎通支援者・行動援護者が必須である。(日本失語症協議会)
- 合理的配慮の推進と意思疎通支援事業の今後の果たす役割を整理していくなかで、意思疎通支援事業についてのニーズや支援のあり方を検討する必要がある。(全日本ろうあ連盟)
- 聴覚障害者に限定した場合、移動支援や生活介助などと意思疎通支援とは区別すべきと考える。聴覚障害者も移動支援や生活介助が必要となる場合があるが、それは別のサービスで提供されるものと考えたほうが明確。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 意思疎通支援事業の対象者の範囲については、中軽度難聴者も意思疎通に困難があり要約筆記等の支援を求めている。また、18歳未満の聴覚障害児もニーズがあり検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)
- 意思疎通支援事業の利用者の範囲を障害者手帳を持っていない聴覚障害者に広げると同時に、障害者団体にもサービス利用を認めてほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 手話通訳者は意思決定支援の側面も合わせて行ってきた実態があり、意思疎通支援と意思決定支援が一体になっているケースを踏まえ、十分な検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)

## 制度の内容・運営について⑥

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 意思疎通支援者の派遣の利用目的に対する制限は原則的に設けるべきではない。また、障害者団体の行事、会議等へも派遣できるようにするとともに、全国的な行事への派遣は国事業としてほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 失語症者が利用する公的な施設や福祉施設への支援、患者会支援、家族支援などが必須であり、障害者総合支援法及び介護保険法も含めた社会参加を促進するための支援が必要。(日本失語症協議会)
- 自治体レベルで行われている「要約筆記は聴覚障害者のみを対象とする」を外すべく、国から自治体へ指示してほしい。(日本失語症協議会)
- 会議の際には、失語症者に理解しやすい要約筆記が必須であり、同時に失語症を持つ家族との悩みが解消できない介護家族に対しての支援も公的なものとして支援が必須である。(日本失語症協議会)
- 小規模自治体での事業実施が困難、不十分な場合の都道府県での事業補完、代替実施を検討すべき。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 厚生労働省より発出されたモデル要綱に合わせて全国の自治体が事業に取り組むことが必要であり、予算面は今後も課題であるが限られた予算の中でどのような工夫をしていくかが重要。(全日本ろうあ連盟)

## 制度の内容・運営について⑦

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 個別給付化した場合のメリットは、個別給付化により全国均一のサービスが受けられ、地域格差の解消が進むものと考えられる一方、デメリットは、利用者負担が発生する。また、複数あるいは不特定多数のろう者が集まる会議、研修、集会などの団体派遣は個別給付になじまないもので、メリット、デメリットを十分に検討し、全国どこでも必要なサービスが同じ仕組みで提供されるシステムに加え、地域の特性が活かされる仕組みについても検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)
- 個別給付化の問題は基本的には提供される支援の内容が個別給付になじむものかどうかという点であり、事業に要する経費を義務的経費とするか裁量的経費とするかはその後の問題である。(全国盲ろう者協会)
- 本来的には盲ろう者に対する通訳・介助員の派遣は個別給付になじむ支援であると考えますが、必ずしも継続的な通訳・介助員の派遣を必要としない比較的障害が軽度な盲ろう者の場合は、個別給付よりも地域生活支援事業になじむことも考えられる。(全国盲ろう者協会)
- 原則として利用者負担は無料とするべき。(日本失語症協議会)

## 制度の内容・運営について⑧

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

- 意思疎通支援事業の内容・運営についてどのように考えるか。
  - ・ 意思疎通支援事業の対象者の範囲
  - ・ 介助技術として整理したほうが適切なものや意思決定と意思疎通支援事業との関係
  - ・ 意思疎通支援事業に関するニーズや支援のあり方
  - ・ 小規模市町村等での事業実施の方法
- 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどのように考えるか。
  - ・ 個別給付化した場合のメリット・デメリットの整理

## 人材の養成について①

### <現状>

- 平成25年4月から市町村において手話奉仕員の養成、都道府県において手話通訳者、要約筆者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成が必須事業とされた。
- 地域生活支援事業において、市町村及び都道府県の任意事業として、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修等を実施している。
- 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆者及び盲ろう者向け通訳・介助員について養成カリキュラムを策定し、自治体に周知している。また、養成に関する指導者(講師)の養成については関係団体により実施している。

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 点訳・音訳者養成事業も自立支援給付として意思疎通支援事業に組み入れるべき。(日本盲人会連合)
- 全盲者に限らず弱視者への情報保障としてテキストデイジー制作員、マルチメディアデイジー制作員などのデータ作成の支援者の養成も意思疎通支援事業に組み入れて欲しい。(日本盲人会連合)
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、提供されるサービスの質と量が十分に担保されるよう派遣事業従事者(通訳・介助員)の資格及び養成研修の在り方について検討する必要がある。(全国盲ろう者協会)

## 人材の養成について②

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 盲ろう者向け通訳・介助員の養成を当事者が参加する形で都道府県レベルで義務化すること。(全国自立生活センター協議会、DPI(障害者インターナショナル)日本会議)
- 国が認めた専門職として失語症者に対する意思疎通支援者の制度を確立すべき。失語症者対象の意思疎通支援者養成講座を行うべき。また支援者の派遣も制度として措置して欲しい。加えて、会話支援者(家族・職員・ボランティア)の養成の検討が必要。(日本失語症協議会)
- 手話通訳派遣が広がる一方で、「裁判」、「医療」等の専門知識に応えられる人材の養成ができていない。経験の深い者が少なく、情報を保障するところまではできていない。(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- 手話通訳者は有償ボランティア、手話通訳者設置事業による雇用手話通訳者のほとんどは非常勤嘱託職員であり、介護職と同様、雇用計画や賃金の在り方についても論点として取り上げるべき。(全日本ろうあ連盟)
- 手話通訳士の資格は他の職種とは異なり技能認定試験で厚生労働大臣の公認資格となっているが、他の専門職と同様に地域で養成する仕組みに加え、専門職養成課程を整え、専門学校、大学等で養成し、法定資格(国家資格)を設けることが必要。(全日本ろうあ連盟)

## 人材の養成について③

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 点訳・音訳者養成事業を意思疎通支援事業として明確に位置付けてほしい。(日本盲人会連合)
- 英語・科学・数学などの専門分野の点訳者及び音訳者を養成し、それを専門職として位置付けてほしい。(日本盲人会連合)
- 全盲者に限らず弱視者への情報保障としてテキストデイジー制作員、マルチメディアデイジー制作員などの「データ作成の支援者の養成」を意思疎通支援事業として組み入れてほしい。(日本盲人会連合)
- 国が認めた専門職としての失語症者や家族に対する意思疎通支援者の制度を確立するべき。(日本失語症協議会)
- 早急に地域での講師養成のあり方を検討するとともに、講師養成カリキュラムについても講師養成にかかる財源の確保を含めて検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)
- 自治体・事業体・当事者団体が現在の要約筆記者養成のカリキュラムに到るまで経緯を理解し、講座の論理的な組み立てを行っていくべき。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

## 人材の養成について④

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 利用者の障害特性を理解した上で個別の利用者に対する知識や対応技術、他の専門職との現場での連携技術も求められ、現場経験のある程度積んだあと、経験年数に応じて個別分野（医療、教育、司法等）の研修を実施する必要がある。（全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

- 意思疎通支援関係の人材養成についてどのように考えるか。
  - ・ 必要とされる人材とその養成のあり方
  - ・ 研修カリキュラムのあり方
  - ・ 専門的な知識を必要とする意思疎通支援のあり方

## 支援機器の開発・普及について①

### <現状>

- 障害児・者の自立や社会参加を支援するためには支援機器や技術開発の促進を図ることが必要であることから、「障害者自立支援機器等開発促進事業」として①産・学・障害者の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設ける、②開発中の機器について、ニーズに合ったものとなっているか実証実験する場を紹介する、③各企業が行う実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより新たな企業の参入を促し、適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化、普及を推進している。
- 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、補装具費の支給を実施している。また、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした日常生活用具給付等事業を実施している。

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 知的障害者に分かりやすいように文章の長さ、見やすさ、カタカナ語の書き換えと理解等の工夫が必要であり、このための研究事業を行って欲しい。また、コミュニケーションを支援する機器の開発も必要である。(全国手をつなぐ育成会連合会)
- 失語症者に対する意思疎通支援機器としての絵文字等の開発・普及が必要。(日本失語症協議会)

## 支援機器の開発・普及について②

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 発達障害の特性を踏まえた意思疎通のための意思伝達方法及び機器等の開発を経済産業省と協力しながら積極的に進めて欲しい。(日本発達障害ネットワーク)
- 言語機能や音声機能に障害がある方が意思疎通を図るためのコミュニケーションエイド(発声装置やIT機器など)を利用しやすい環境とするため、機器購入の自己負担軽減(1割負担以外の負担について幅広く軽減)、機器の委譲制度、機器の活用をサポートできる人材の育成などの体制整備を図って欲しい。(日本重症心身障害福祉協会)

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 支援機器の役割は大変大きなものがあると認識しており、障害者福祉の対象としてどのような支援が必要になるかの検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)
- 手話通訳者がその場にいなくてもタブレットにより手話通訳支援を行う事ができる遠隔手話サービスは、手話通訳者不足の地域や夜間等緊急時の対応で大きな成果をあげることができる。(全日本ろうあ連盟)
- 個人が利用する補聴援助機器や音声文字化機器のどの部分を福祉サービスの対象とし、どの部分を民生機器として扱うかは大きな課題。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

## 支援機器の開発・普及について③

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 失語症者は文字以外の情報である絵や写真等を確認することによって意思疎通を行うことが可能であることが多く、意思疎通支援機器として、絵文字等の開発・普及が必要である。(日本失語症協議会)
- 必要に応じて、支援機器の購入時に、使用する失語症者本人への講習会を無料で実施するとともに、フォローアップの機会を講じるべき。(日本失語症協議会)
- 自治体では、日常生活用具の種目の見直しが行われておらず、ファックスなど古いものが残っているため、現在の状況にあった日常生活用具の見直しをしてほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

- 意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどのように考えるか。

## 福祉と他施策との連携について①

### <現状>

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が平成27年2月に閣議決定され、平成28年4月から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に規定されている合理的配慮に関する環境の整備が求められるところである。  
第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 「情報・コミュニケーション法(仮称)」及び「手話言語法(仮称)」の制定が必要。(全日本ろうあ連盟)
- 意思疎通の人的支援について福祉サービスのみに依拠するのではなく医療、労働、教育、司法などの社会サービスを担う機関としての実施、財政責任の在り方についても検討すべき。(全日本ろうあ連盟)
- 知的・発達障害のある人にも分かりやすい選挙公報、候補者情報の提供や投票所における支援が必要。(全国手をつなぐ育成会連合会)

## 福祉と他施策との連携について②

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 少なくとも公的機関の窓口等の職員には発達障害者についての知識と対応力を身につけるための研修等を徹底して欲しい。また、学校や職場における電子デバイス等の活用の充実や、大学センター試験で既に導入されている試験時等の配慮を公務員試験・国家試験等においても実施して欲しい。(日本発達障害ネットワーク)
- 司法制度、選挙権・被選挙権の行使、非常時や災害時における失語症者の意思疎通支援の在り方の検討が必要。(日本失語症協議会)
- テレビ、映画等において、字幕番組を増やすとともに視聴に際して字幕の表示を選択できるようにすることも必要。(日本失語症協議会)
- 学校、役所、駅、金融機関などの公共の場に失語症の専門職の意思疎通支援者を配置することを義務付けることや、失語症の会話支援者の配置(手配)等、失語症者の意思疎通を保障する様々な取り組みの検討も必要。(日本失語症協議会)
- レストランのメニューに写真をつける等も失語症者に対する意思疎通として有用であり、このような文字以外の情報による意思疎通支援の必要性を社会において啓発することも必要。(日本失語症協議会)
- 聴覚障害者への理解や手話は言語であるという周知が遅れているので、自治体が全日本ろうあ連盟などの団体と協力しながら正しい知識を社会に広める必要がある。(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)

## 福祉と他施策との連携について③

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 合理的配慮に基づく意思疎通支援のあり方について十分検討していくことが必要であるとともに、意思疎通支援事業を単に縮小することではなく、国として責任を持ってどのように合理的配慮を推進していくか、その上での障害者福祉における意思疎通支援事業のあり方を十分に検討し、国として責任ある方向を示されたい。(全日本ろうあ連盟)
- 障害者が暮らしやすい社会(共生生活)は福祉サービス、合理的配慮、環境整備の適切な組み合わせで構築されるべき。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 講演会等において、全ての意思疎通困難者に個別の援助者を提供することは主催者側にとって「過重な負担」であると考えられるので、要約筆記や手話等で集団的対応を行うこともやむを得ない。(日本失語症協議会)
- 全ての職員・従業員が障害についての正しい理解と適切な援助のあり方を習得するための方略を、行政機関及び事業所を管理するものが考え実行すること。(日本失語症協議会)
- 障害者総合支援法における福祉サービスとしての意思疎通支援事業が担う範囲と、障害者差別解消法の合理的配慮及び環境整備としての情報保障が担う範囲との整理が必要。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

## 福祉と他施策との連携について④

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 人工内耳については埋め込み手術時点での外部機器は医療保険対象であるが、その後の電池などの消耗品・機器の交換は個人負担であるので国として助成制度を検討してほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 教育、放送、司法、選挙権等社会生活上のあらゆる場面において、失語症者の意思疎通を保障する取り組みが必要。(日本失語症協議会)

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

- 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。
  - ・ 合理的配慮との関係
  - ・ 教育・放送分野等福祉施策以外の分野との関係